

令和5年5月8日

コンピュータ・ハイテック株式会社
代表取締役社長 田口 壮一郎 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間 和生

不正又は不誠実な行為に対する物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく競争参加制限について

このことについて、以下のとおり当機構の契約に係る競争に一定期間（1.0ヶ月）参加することを制限したので通知する。

1. 当該措置について

競争参加者等資格審査規則第33条の規定により、全省庁統一資格等の資格保有者を当機構の有資格者とみなしている。

今般、以下2に示す不正又は不誠実な行為にあつては、物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく「一般競争入札に参加させないことができる者」に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。

2. 措置に至る経緯

令和4年10月3日付けをもって、コンピュータ・ハイテック株式会社（以下、CHT社）と契約締結した「家畜疾病サーベイランス報告システム改修業務」について、契約締結後にCHT社において既存プログラムソース解析を行ったところ、当該プログラムの構造がCHT社の想定と異なり、仮に改修を行ったとしても納品後の品質確保が難しいため当該業務を履行することができないとして契約解除の申し出があったことから、業務履行が不可能と判断し、令和4年12月23日に契約を解除した。

よって、物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく「一般競争に参加させないことができる者」に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。

3. 措置対象区域及びその範囲

全域

4. 措置期間

1. 0ヶ月間（決裁日より）

物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1第11に定める1ヶ月以上9ヶ月以内。